



山形県公報

平成26年7月8日(火)

号 外 (22)

目 次

条 例

○山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例…………… (人 事 課) … 5

○山形県職員定数条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 7

○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同

○山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同

○山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 8

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …同

○山形県農業改良資金特別会計条例の一部を改正する条例…………… (農政企画課) …10

○山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… (教 育 庁) …11

○山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) …同

○山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院事業局) …同

○山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) …12

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例 (県条例第71号) (人事課)
- 1 この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員等」という。)の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
 - 2 任命権者は、職員等が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員等の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員等が配偶者同行休業をすることを承認することができることとした。(第2条第1項関係)
 - 3 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とすることとした。(第3条関係)
 - 4 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。)とすることとした。(第4条関係)
 - (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
 - (3) 学校教育法に基づく大学に相当する外国の大学であって外国に所在するものにおける修学((1)及び(2)に該当するものを除く。)
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定める

もの

- 5 配偶者同行休業をしている職員等は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3の期間を超えない範囲内において、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとした。（第5条第1項関係）
 - 6 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。（第6条関係）
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が4の事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員等について、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。
 - 7 配偶者同行休業をしている職員等は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととした。（第7条関係）
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員等の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合
 - 8 任命権者は、2又は5の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員等の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員等の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとした。（第8条第1項関係）
 - (1) 申請期間を任用の期間の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任用の期間の限度として行う臨時的任用
 - 9 配偶者同行休業をした職員等（企業職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができることとした。（第9条第1項関係）
 - 10 配偶者同行休業をした職員等について、山形県職員等に対する退職手当支給条例の特例を設けることとした。（第10条関係）
 - ◇ 山形県職員定数条例等の一部を改正する条例（県条例第72号）（人事課）
配偶者同行休業をしている職員等を定数外の職員等とすることとした。
 - ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第73号）（人事課）
行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - ◇ 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第74号）（人事課）
配偶者同行休業をしている職員等の業務を処理するため任期を定めて採用された職員等を育児休業等を行うことができない職員等とすることとした。
 - ◇ 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（県条例第75号）（人事課）
任命権者が知事に対して報告する人事行政の運営の状況に職員の休業を加えることとした。
 - ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第76号）（税政課）
- 1 県民税

- (1) 外国法人に対する法人の県民税に関する規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とすることとした。（第29条第3項関係）
- (2) 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とすることとした。（第34条の3第2項第1号及び附則第5条の6関係）
- (3) 個人の県民税の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の県民税の所得割額から控除することとした。（第35条関係）
- (4) 法人税割の税率を100分の3.2（改正前100分の5）とすることとした。（第42条関係）
- (5) 法人税割の税率の特例について、税率を100分の4（改正前100分の5.8）とすることとした。（附則第13条関係）
- (6) 中小法人に対する各事業年度分の法人税割額は、(5)の特例を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8（改正前5.8分の0.8）を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることとした。（附則第13条の2第1項関係）
- (7) 公益法人等に対して財産等を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税の特例について、課税の対象となる公益法人等とみなされる法人に、非課税の承認に係る財産等を有する公益法人等から合併により資産の移転を受けた公益合併法人であって、当該資産が非課税の承認に係る財産等であることを知った日の翌日から2月を経過した日の前日までに国税庁長官に届出を行ったものを加えることとした。（附則第3条の2の2関係）
- (8) 東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害がやんだ日の翌日から3年以内にすることできなかった個人の県民税の所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から3年以内にその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除を適用することができることとした。（附則第21条第3項関係）

2 事業税

- (1) 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対する事業税に関する規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とすることとした。（第49条第5項関係）
- (2) 法人の事業税の税率の特例について、税率を次のとおりとすることとした。（附則第13条の3第2項関係）
 - イ 電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の事業に対して課する所得割の税率
 - (イ) 山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2（改正前100分の1.5）
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2（改正前100分の2.2）
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3（改正前100分の2.9）

(ロ) 特別法人

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4（改正前100分の2.7）
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6（改正前100分の3.6）

特定の協同組合等の各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5（改正前100分の4.3）
---------------------------------	-----------------------

(ハ) その他の法人

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4（改正前100分の2.7）
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1（改正前100分の4）
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7（改正前100分の5.3）

ロ 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対して課する収入割の税率

各事業年度の収入金額	100分の0.9（改正前100分の0.7）
------------	-----------------------

3 この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 1の(7)及び(8)の改正 平成27年1月1日
- (2) 1の(2)の改正 平成28年1月1日
- (3) 1の(1)及び2の(1)の改正 平成28年4月1日
- (4) 1の(3)の改正 平成30年1月1日

- ◇ 山形県農業改良資金特別会計条例の一部を改正する条例（県条例第77号）（農政企画課）
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第78号）（教育庁）
 - 1 山形県立真室川高等学校の名称を山形県立新庄神室産業高等学校真室川校に変更することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第79号）（企業局）
配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。
- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第80号）（病院事業局）
 - 1 山形県立鶴岡病院を廃止し、山形県立こころの医療センターを鶴岡市に置くこととした。（第2条第1項関係）
 - 2 病院事業の診療科目として病理診断科を新設することとした。（第2条第2項関係）
 - 3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の改正は公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第81号）（病院事業局）
配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。

条 例

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第71号

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）（臨時的に任用される職員等その他の法律により任期を定めて任用される職員等及び非常勤の職員等を除く。第8条第2項から第4項までを除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員等が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員等の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員等が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員等の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第6条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の期間の延長)

第5条 配偶者同行休業をしている職員等は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第6条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員等について、地方公務員の育児休業等に関する

法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

（届出）

第7条 配偶者同行休業をしている職員等は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員等の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第8条 任命権者は、第2条第1項又は第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この条において「申請期間」という。）について職員等の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員等の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員等を採用する場合には、当該職員等にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員等の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（職務復帰後における号給の調整）

第9条 配偶者同行休業をした職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員等が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員等との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第10条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の退職手当に関する条例（昭和27年12月県条例第95号）第2条の規定により県職員の場合によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する

事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第72号

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例

(山形県職員定数条例の一部改正)

第1条 山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第2条第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

(山形県警察職員定数条例の一部改正)

第2条 山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第2条第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

(山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部改正)

第3条 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(6) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第2条第1項の規定により配偶者同行休業をしている学校職員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条第8項中「第4条第7号」を「第4条第8号」に改める。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第73号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号及び第3号中「農林水産部畜産課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。

第6条の6第1項第2号中「森林課」を「林業振興課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第74号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第75号

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第76号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第24条第3項」を「第23条第1項第3号ロ」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の3の5に定めるもの」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第4項中「施行令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）」に改める。

第34条の3第2項第1号の表中

1,800万円を超える金額	100分の50	を
---------------	---------	---

1,800万円を超え4,000万円以下の金額	100分の50
4,000万円を超える金額	100分の45

に改める。

第35条中「税（）」を「税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。）」に、「を超える」を「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える」に改める。

第42条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第45条第3項中「第71条第1項」を「第71条第1項若しくは第144条の3第1項」に改める。

第48条の5中「第9条の12」を「第9条の11」に改める。

第49条第5項中「その事業が行われる場所で施行令第10条の2に定めるもの」を「法第72条第5号に規定する恒久的施設」に改める。

第53条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

附則第3条の2の2中「の規定によりみなして」を「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「同法第40条第3項に規定する贈与」を「同条第3項に規定する贈与」に、「財産（同条第6項から第10項まで」を「財産（同条第6項から第11項まで」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ハ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

附則第5条の4の2第1項第2号中「第95条」を「第95条若しくは第165条の6」に改める。

附則第5条の6中「前条第3号中」を「「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中」に改める。

附則第12条の4第1項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の3第2項」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の3第3項」に改める。

附則第12条の7第2項中「それぞれ」を「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれ」に改める。

附則第13条中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第13条の2第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

附則第13条の3第2項中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附則第21条に次の1項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者又は法第34条第1項第1号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、法附則第42条第3項に規定する震災関連原状回復支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにすることができなかつた県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は施行令第7条の13の3第1項に規定するやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は法第34条第1項第1号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、第33条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3条の2の2、第5条の4第1項第2号ハ及び第12条の7第2項の改正規定並びに附則第21条に1項を加える改正規定並びに附則第4項から第6項までの規定 平成27年1月1日
 - (2) 第34条の3第2項第1号の表及び第48条の5の改正規定並びに附則第5条の6の改正規定並びに附則第2項の規定 平成28年1月1日
 - (3) 第29条第3項及び第4項、第45条第3項、第49条第5項並びに第53条第1項の改正規定並びに附則第7項及び第9項の規定 平成28年4月1日
 - (4) 附則第12条の4の改正規定 平成29年1月1日
 - (5) 第35条の改正規定及び附則第5条の4の2第1項第2号の改正規定並びに附則第3項の規定 平成30年1月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第34条の3第2項第1号及び附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条及び附則第5条の4の2第1項第2号の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第3条の2の2及び第5条の4第1項第2号ハの規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第12条の7第2項の規定は、平成27年度分以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 6 新条例附則第21条第3項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。
- 7 新条例第29条第3項及び第4項並びに第45条第3項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第42条並びに附則第13条及び第13条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 9 新条例第49条第5項及び第53条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

山形県農業改良資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第77号

山形県農業改良資金特別会計条例の一部を改正する条例

山形県農業改良資金特別会計条例（平成23年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第78号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中 「山形県立真室川高等学校」 「最上郡真室川町」 を

「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校」 「最上郡真室川町」 に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第79号

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第19条の4 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員には、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第80号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中 「山形県立鶴岡病院」 を

「山形県立こころの医療センター」 に改め、同条第2項中「麻酔科」を「麻酔科、病理診断科」

に改め、同条第3項中「1,761床」を「1,680床」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第81号

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第27条 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員には、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。